

2014年（平成26年）第2回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）2月14日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）2月14日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）2月27日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

6 出席委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人 | 2番 高橋 誠 | 3番 広江 文男 |
| 4番 稲垣 忠良 | 5番 谷邊 博人 | 6番 村上 三晴 |
| 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義 | 10番 井上 博徳 |
| 11番 鶏内 淑臣 | 12番 門田 正義 | 13番 淵上 信弘 |
| 14番 鶏内 和義 | 15番 小林 正勝 | 16番 谷本 耕造 |
| 17番 山崎 貫二 | 18番 松井 孝尚 | |

以上17名

7 欠席委員

- 7番 岡崎 昌史

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 平田 純雄 | 松永出張所 | 平井 智子 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 濱野 竜二 |
| 北部出張所 | 小林 立昌 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 藤原 真治 |
| 事務局 | 梅田 勝巳 | | |

以上9名

10 議事内容

午前10時53分開会

事務局長 それでは、ただいまから2014年(平成26年)第2回農地部会を開会いたします。本日は5件の議案について、ご審議をいただきます。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしく願いいたします。

部会長 — 開会あいさつ —

議長
(5番) ただいまから、2014年(平成26年)第2回農地部会を開会いたします。農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

最初に、会議の成立を申し上げます。委員総数18名中17名の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号2番の高橋誠委員と議席番号14番の鶏内和義委員のご両名をお願いいたします。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず、東部地区の報告をお願いします。

3番 それでは、東部地区の審議内容の報告をいたします。

(広江)

東部地区では、2月20日、関係者により現地調査を行い、午前11時から8階の農業委員室で協議会を開催いたしました。委員8名全員の出席により、議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号2件の合計5件について、審議いたしました。

それでは、1ページの1番についての審議内容の報告をいたします。

大門町の譲受人が、経営規模の拡大のために譲受けるものです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、西部地区の審議内容の報告をいたします。

西部地区では、2月21日の午後1時から関係者により現地調査を行い、午後4時から8階の農業委員室で協議会を開催いたしました。委員8名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号3件、議案第5号1件の合計12件について、審議いたしました。

それでは、1ページの2番から5番の審議内容の報告をいたします。

2番は、木之庄町の譲受人が、相続財産管理人から申請地を譲受け、野菜の栽培を行い、経営規模の拡大を図るものです。

3番は、山手町の借受人が、10年間の使用貸借権を設定して、同町の貸渡人から申請地1筆の一部を借受け、水稻の栽培を行い、経営規模の拡大を図るものです。

4番は、沼隈町の譲受人が、沼隈町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

5番は、沼隈町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜及を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの譲受人あるいは借受人とも農業経験はあり、必要な農機具は確保あるいは購入予定であり、問題ないと思われます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告をいたします。

松永地区では、2月21日の午前8時45分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員5名全員の出席により、議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号2件の合計5件について審議いたします。

それでは、2ページの6番について報告します。

金江町の譲受人が、申請地を譲受け、果樹の栽培を行い、経営規模の拡大を図るものです。

必要な農機具等は所有しており、問題はないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、北部地区の審議内容について報告をいたします。

北部地区では、2月20日の午前9時から関係者により現地調査を行い、21日の午後3時30分から、北部支所3階302会議室において、委員10名全員の出席のもとに、議案第1号6件、議案第2号2件、議案第3号4件、議案第4号1件、議案第5号1件の合計14件について、審議いたしました。

それでは、2ページの7番から12番の審議内容の報告をいたします。

7番は、賃貸借契約を解約し、使用貸借権の設定に変更するものです。

8番は、新市町の譲受人が、駅家町の譲渡人から申請地を購入し、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

9番は、駅家町の譲受人が、神辺町の譲渡人から申請地を購入し、経営規模の拡大を図るものです。

10番は、農業後継者である息子が、母親から申請地の贈与を受けるものです。

11番と12番は関連案件で、芦田町の譲受人あるいは借受人が、11番で購入し、12番で使用貸借権を設定して借受け、新規就農するものです。

いずれの譲受人あるいは借受人とも農業経験はあり、必要な農機具は確保あるいは購入予定であり、問題ないと思われれます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(山崎)

それでは、神辺地区の審議内容について報告をいたします。

神辺地区では、2月21日午前9時から関係者による現地調査を行い、午後0時40分から神辺支所3階32会議室で協議会を開催しました。委員6名全員の出席により、議案第1号4件、第2号議案3件、議案第3号12件の合計19件について審議いたしました。

それでは、3ページの13番から16番の審議内容の報告をいたします。

13番は、譲受人が、申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

14番は、譲受人が、申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

15番は、農業後継者である息子が、母親から申請地を譲受け、水稻及

び野菜を栽培するものです。

16番は、神石高原町の譲受人が、申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの譲受人あるいは借受人も、必要な農機具等は確保しており、問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第1号の16件については、農地法第3条調査書のとおり、借入れ後、又は、取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより質疑に入ります。

なお、議席番号17番、山崎貫二委員は3ページの14番がご自身の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により退席をお願いします。

(山崎委員，退席)

議 長

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議 長

山崎委員は、採決が終わりましたので、席へお戻りください。

(山崎委員, 着席)

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
まず、東部地区の報告をお願いします。

3 番

(広江)

それでは、4ページの1番と2番について報告をいたします。
1番は、引野町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。
場所は、引野ローズタウンの北側です。
2番は、千田町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。
場所は、JA千田支店の南、300メートルで山陽自動車道の南側です。
現地調査をいたしました。周辺に農地は無く、営農条件に支障を生じるおそれもないと思われます。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に西部地区の報告をお願いします。

6 番

(村上)

それでは、4ページの3番について報告をいたします。
沼隈町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。
場所は、八日谷ため池の東、約500メートルのところ。です。
現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に松永地区の報告をお願いします。

10 番

(井上)

それでは、4ページの4番と5番について報告をいたします。
4番は、金江町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

5番は、神村町の申請人が、申請地に露天駐車場と農業用倉庫を建築するものです。

なお、2件とも農振除外手続き中です。

現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番

それでは、4ページの6番と7番について報告をいたします。

(小林)

6番は、広島市の申請人が、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

7番は、駅家町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17番

それでは、5ページの8番から10番について報告をいたします。

(山崎)

8番は、申請人が、自宅の隣接地を庭園として利用するものです。

9番は、申請人が、保育所の職員用の駐車場として貸すものです。なお、この申請地は、今年4月30日まで工事車両や従業員用の駐車場として、一時転用許可がなされております。

10番は、申請人が、現在居住している土地を返還しなくてはならないため、申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。

なお、いずれも、農振除外手続き中です。

現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第2号の10番は、八尋地区として昭和43年から昭和45年にかけて、農業構造改善事業により整備された第1種農地です。

農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

また、8番は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、鉄道の駅の周囲おおむね500メートル以内の区域であるため、第2種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず東部地区の報告をお願いします。

3 番
(広江)

それでは、6 ページの 1 番と 2 番について報告をいたします。

1 番は、引野町の借受人が、所有者から持分の 2 分の 1 を借受け、所有者と共同で申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、引野ローズタウンの西側のところです。

2 番は、御幸町の法人が、申請地を譲受け、建売住宅 3 棟を建築するものです。

場所は、平成大学の北側です。

現地調査をいたしました但、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、問題ないと思われます。

議 長

ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、6 ページの 3 番から 5 番の報告をいたします。

3 番は、山手町の譲受人が、申請地を譲受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、城西中学校の北東、約 50 メートルのところです。なお、本案件は、先月第 5 条申請の後、取下げが行われ、再度申請されたものです。

4 番は、瀬戸町の法人が、申請地を譲受け、露天資材置き場として利用するものです。

場所は、JA 瀬戸支店の東、約 150 メートルのところです。

5 番は、三吉町の借受人が、使用貸借権を設定して父親から申請地を借受け、分家住宅を建築するものです。

場所は、JA 山南支店の北西、約 50 メートルのところです。

なお、4 番及び 5 番の 619-2 は、農振除外手続き中です。5 番の 619-3 は、既に農振除外済となっております。

現地調査をいたしました但、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

それでは、6 ページの 6 番と 7 ページの 7 番の報告をいたします。

6 番は、神村町の借受人が、祖母の所有する申請地に期間を定めない使用貸借権を設定し、分家住宅を建築するものです。

7番は、高西町南の借受人が、父親の所有する申請地に期間を定めない使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。

なお、いずれの案件とも農振除外手続き中です。

現地調査をいたしました。いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番
(小林)

それでは、7ページの8番から11番について報告をいたします。

8番は、芦田町の譲受人が、申請地を譲受け、進入路の拡幅、及び露天駐車場として利用するものです。

9番は、芦田町の借受人が、使用貸借権を設定して母親から申請地を借受け、農家住宅を建築するものです。

10番は、駅家町の借受人が、使用貸借権を設定して父親から申請地を借受け、分家住宅を建築するものです。

11番は、駅家町の法人が、賃借権を設定して申請地を借受け、調剤薬局を建築するものです。

なお、いずれも、農振除外手続き中です。

現地調査をいたしました。いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと思われま。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17番
(山崎)

それでは、7ページの12番から9ページの23番について報告をいたします。

12番は、駅家町の譲受人が、申請地を譲受け、道路の拡幅をするものです。

13番は、木之庄町の法人が、申請地を譲受け、露天資材置場として利用するものです。

14番から17番は関連案件で、南蔵王町の法人が、それぞれの申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

18番は、神辺町の法人が、申請地を譲受け、露天資材置場として利用

するものです。

19番は、神辺町の法人が、申請地に賃借権を設定して借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

20番は、神辺町の譲受人が、申請地を譲受け、露天駐車場として利用するものです。

21番は、中古車販売を営んでいる神辺町の譲受人が、申請地を譲受け、露天中古車置場として利用するものです。

22番は、神辺町の借受人が、使用貸借権を設定して父親から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

23番は、神辺町の法人が、賃借権を設定して申請地を借受け、露天資材置場として利用するものです。

なお、12番、19番、20番、22番、23番は農振除外手続き中で、18番、21番は、既に農振除外済となっております。

現地調査をいたしました。周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第3号の6番は、御領地区として昭和57年から昭和58年にかけて土地総合改良事業により整備された第1種農地です。

農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

また、1番、5番は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、「相当数の街区を形成している区域」と認められるため。

また、14番から17番は、宅地化の状況が住宅の用もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ヘクタール未満であるため、第2種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

全ての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
まず西部地区の報告をお願いします。

6番
(村上)

それでは、10ページの1番から3番について報告をいたします。
1番は、津之郷町の申請人が、昭和57年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。
場所は、県立福山特別支援学校の南東、約250メートルのところですが、
2番は、鞆町の申請人が、昭和45年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。
場所は、小室浜の北東、約600メートルの主要地方道鞆松永線沿いのところですが、
3番は、鞆町の申請人が、昭和61年頃から露天資材置場等として利用し、現在に至っております。
場所は、小室浜の北東、約500メートルの主要地方道鞆松永線沿いの

ところでは。

現地調査をいたしました。いずれも、農地性は認められませんでした。
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。
次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、10ページの4番について報告をいたします。
新市町の申請人が、昭和50年頃から耕作放棄していたところ、雑木等
が繁茂し山林となり、現在に至っております。
現地調査をいたしました。いずれも、農地性は認められませんでした。
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお
願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を
上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。
西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

それでは、11ページの1番について報告いたします。
津之郷町の申請人である息子が、同居していた父親の農地を相続するも
のです。申請農地は13筆あり、田が8筆、畑が5筆で、田は水稻の刈取
が行われており、畑は野菜の作付けが行われており、適正に管理されてい
るとともに、引き続き農業を行うことを確認しております。
なお、1790番地については、一部農地以外として利用している部分

がありましたので、その部分の対象外としております。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、11ページの2番について報告いたします。
駅家町の申請人によるものです。
現地確認をしたところ、水稻の刈取が行われており、農地として適正な
管理がなされておりました。
以上です。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、それでは採決いたします。議案第5号につ
いて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いしま
す。

事務局

報告事項について、ご説明いたします。
最初に、12ページから15ページの「農地法第3条の3第1項の規定
による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は、
農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により処理
した案件は16件です。
次に、16ページから18ページの「農地法第4条第1項第7号の規定
による農地転用届出書の受理について」及び、19ページから25ページ
の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理につい
て」ですが、この規定により処理した案件は、4条が19件、5条が53
件です。

内容については、記載のとおりです。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決により、受理いたしました。

次に、26ページの「農地法施行規則第32条第1項第16号の規定による協議について」です。

認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地の転用の制限の例外となります。この規定により処理した案件は、3件です。

次に、27ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされております。今月は、8件の通知がありました。

次に、28ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。

1番は、事業計画の中止によるものです。

2番、3番は、売買の不成立によるものです。

4番は、譲受人の変更によるものです。22ページの26番で農地法第5条の届出があり、本件で取消した後、改めて25ページの52番で届出が行われております。

また、本日お配りした追加事項にある5番は、計画の変更によるものです。6ページの3番で改めて農地法第5条による届出が行われています。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、報告事項について終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告について、すべて終了いたしました。

これをもちまして、第2回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、3月28日金曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前11時35分閉会